

決算短信における開示内容の見直しの概要

1 趣旨

当取引所では、効果的かつ効率的なディスクロージャーを実現する観点から、昨年 6 月に四半期決算短信の開示内容の見直しを実施いたしました。

この見直しにおいては、IR 活動等を通じて上場会社の皆様が日常的に接しておられる投資者（投資者のために投資判断情報の分析・提供を行う証券アナリストその他の情報仲介者等を含む。）のニーズに応じ、よりの確な形式及び内容によって決算内容の開示を行っていただくとともに、上場会社の皆様における開示資料の作成負担（補足説明資料等の作成に伴う二重作業の負担、投資判断上の有用性が低い情報の早期作成に伴う作業負担等）を軽減する観点から、従来の当取引所が網羅的・画一的な内容の開示を求める方式に代え、共通に開示を求める最低限の事項を除く内容を「投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項」と位置付けて、その開示の要否の判断を上場会社において行うとの枠組みを導入しております。

上記の見直しから約半年が経過し、順次、上場会社の皆様の実務への定着が図られつつある現状を踏まえ、当取引所では、通期の決算短信の開示内容についても、平成 23 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度から、四半期決算と同様の枠組みを導入することといたしました。

〔決算短信の基本的な構成等〕

決 算 短 信	サマリー情報	■ 名証所定の決算短信（サマリー情報） ・上場会社は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下、「適時開示等規則」という。）第4条の規定に基づき、当取引所が定める「決算短信（サマリー情報）【所定様式】」を用いて開示する必要があります。
	添 付 資 料	■ 名証が必須の内容として開示を要請する事項 ・当取引所がすべての上場会社に対し一律に開示を要請する事項です。 （添付資料の目次、経営成績・財政状態に関する分析、継続企業の前提に関する重要事象等、経営方針、連結財務諸表）
		■ 投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項 ・上場会社が投資者ニーズを踏まえて開示の要否の判断を行う事項です。 （（例）個別財務諸表及び注記事項、利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当、事業等のリスク、企業集団の状況、役員の異動等）
決算短信以外の対応		■ 投資者ニーズを踏まえた対応 ・上場会社が投資者ニーズを踏まえて、決算短信以外に行う追加的な対応です。 （（例）決算補足説明資料の作成、決算説明会・電話会議（カンファレンス・コール）の開催などによる説明機会の確保等）

2 見直しの概要

(1) サマリー情報の見直し

上場会社は、適時開示等規則第4条において、事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容が定まった場合は、当取引所所定の「決算短信（サマリー情報）」により、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

当取引所は、今般の見直しにおいて、適時開示等規則に基づく所定の様式として四つの様式を定めるとともに、以下のとおり、四半期決算短信における見直しの趣旨等を踏まえた所要の変更とその他の変更を行っています。

	内 容	備 考
四半期決算短信の見直しと同様の変更点	○当取引所が定める「決算短信（サマリー情報）【所定様式】」として、次の様式を定めます。 ・通期第1号様式〔日本基準〕（連結） ・通期第2号様式〔日本基準〕（非連結） ・通期第3号様式〔I F R S〕（連結） ・通期第4号様式〔米国基準〕（連結）	※上場会社は、左記の様式（別添2「決算短信様式・作成要領等」P6～13）を用いて、記載上の注意（別添2「決算短信様式・作成要領等」P14～18）にしたがって開示してください。
	○新たに、「決算補足説明資料の有無」、「決算説明会開催の有無」及び「説明会対象者」の記載を求めます。	※「説明会対象者」については、必要に応じて記載することとします。
	○新たに、「監査手続の実施状況に関する表示」を求めます。	
その他の変更点	○連結財務諸表作成会社（日本基準）及び米国基準適用会社に対して、新たに「包括利益」の記載を求めます。	※平成22年9月に公布、施行された「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令（平成22年内閣府令第45号）に伴い、変更を行うものです。詳細については、参考3「決算短信における包括利益の記載について」をご参照ください。
	○新たに、「決算補足説明資料」及び「決算説明会内容（説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報等）」の入手方法の記載を求めます。	※いずれも必要に応じて記載することとします。
	○「個別業績の概要」は、従来、すべての連結財務諸表作成会社に対して記載を求めていましたが、今回の見直しにおいて、上場会社が投資者ニーズを踏まえた上で、投資判断情報としての有用性が乏しいと判断する場合には、表題を含めて記載を省略することができる取扱いとします。	※「個別業績の概要」の記載を省略する場合の留意点については、P4「3. 主な留意点（2）」をご参照ください。

(2) 添付書類の見直し

今回の見直しにおいては、従来、当取引所からすべての上場会社に対して一律に開示を要請してきた事項のうち、サマリー情報を除く事項（定性的情報・財務諸表等）について、「①名証が必須の内容として開示を要請する事項」及び「②投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項」に区分するとともに、サマリー情報への添付を求めることとしました。

上場会社は、継続的なIR活動などを通じて、投資者・株主との間のコミュニケーションを密接に行い、投資者ニーズの把握に努めるとともに、期中の経過情報を内容とする四半期決算とは異なる通期決算の投資判断情報としての重要性を踏まえ、適切な開示を行うよう努めてください。

従来の「定性的情報・財務諸表等」		見直し後
すべての上場会社に対して、一律に同様の内容の開示を要請	決算短信の添付書類を二つの区分に分類 	①名証が必須の内容として開示を要請する事項 ※すべての上場会社に対して、一律に同様の内容の開示を要請 ②投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項 ※上場会社の判断によって、投資者ニーズに応じた的確な開示内容を選択可能

※従来、「定性的情報・財務諸表等」として一律に開示を求めている事項の見直し後の取扱いについては、参考2「従来の「定性的情報・財務諸表等」と見直し後の比較表」をご参照ください。

①名証が必須の内容として開示を要請する事項（※1）	②投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項（※1）
●添付資料の目次 ●経営成績・財政状態に関する分析 ●継続企業の前提に関する重要事象等 ●経営方針 ●連結財務諸表 ○連結貸借対照表 ○連結損益及び包括利益計算書（1計算書方式の場合） - 又は連結損益計算書及び包括利益計算書（2計算書方式の場合） ○連結株主資本等変動計算書 ○連結キャッシュ・フロー計算書 ○継続企業の前提に関する注記 ○連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 ○連結財務諸表に関する注記事項（※2） ・セグメント情報 ・1株当たり情報 ・重要な後発事象	（具体例） ・連結財務諸表に関する注記事項（セグメント情報、1株当たり情報、重要な後発事象を除く） ・個別財務諸表及び注記事項 ・利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当 ・事業等のリスク ・企業集団の状況 ・役員の異動 ・連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ・経営管理上重要な指標 ・生産、受注及び販売の状況 ・設備投資、減価償却費、研究開発費の実績値・予想値 ・主要な連結子会社の業績の概況 等

- ※1 上記は、連結財務諸表作成会社（日本基準）を念頭に置いたものです。連結財務諸表非作成会社（日本基準）、I F R S 適用会社及び米国基準適用会社の場合は、これに準じてください。
- ※2 連結財務諸表非作成会社（日本基準）の場合は、財務諸表に関する注記事項は、「持分法投資損益等」、「セグメント情報」、「1 株当たり情報」、「重要な後発事象」の 4 項目となります。

3 主な留意点

(1) 投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項について

名証は、上場会社に対し、決算短信の開示に際して、必須の添付資料のほか、上場会社各社の経営成績又は財政状態に係る投資判断における有用性を踏まえた、適切な追加情報を開示するよう要請しています。

「投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項」とは、I R 活動等を通じて上場会社が日常的に接している投資者（投資者のために投資判断情報の分析・提供を行う証券アナリストその他の情報仲介者等を含む。）のニーズに応じ、よりの確な形式及び内容によって決算内容の開示を行っていただくとともに、上場会社における開示資料の作成負担（補足説明資料等の作成に伴う二重作業の負担、投資判断上の有用性が低い情報の早期作成に伴う作業負担等）を軽減する観点から、原則として、上場会社の判断によって、投資者ニーズに応じた的確な開示内容を選択するものと整理された事項であり、名証が共通に開示を求める最低限の事項を除く内容を指しています。

上場会社は、継続的な I R 活動などを通じて、投資者・株主との間のコミュニケーションを密接に行い、投資者ニーズの把握に努めるとともに、期中の経過情報を内容とする四半期決算とは異なる通期決算の投資判断情報としての重要性を踏まえ、適切な開示を行うようにしてください。

(2) 個別の決算数値が前年よりも大きく変動した場合における「個別業績の概要」の取扱いについて

連結財務諸表作成会社が「個別業績予想」を開示していない場合であって、前事業年度の実績値と比較して、当事業年度の決算数値が大きく変動し、金商法第 1 6 6 条第 2 項第 3 号に掲げる事実該当するときは、その内容を開示する必要があります。

この開示は、決算短信（サマリー情報）の「個別業績の概要」において、前事業年度及び当事業年度の実績値の記載を行うことで足りることとしてまいりましたが、当該記載を省略する場合には、別途開示が必要となりますのでご注意ください。

(3) 「決算補足説明資料及び決算説明会内容の入手方法」の記載について

現在の四半期決算短信においては、決算補足説明資料作成の有無、決算説明会開催の有無及び上場会社の必要に応じて当該説明会の対象者の種別を開示することができることとしていますが、決算補足説明資料や決算説明会内容については、一般に、投資者の投資判断上の有用性が高いと考えられることに加え、投資者における情報格差を解消する観点からも、上場会社は投資者への公平な情報提供に努めることが求められる（※）趣旨を踏まえて、今回の見直しにおいて、新たに、決算補足説明資料及び決算説明会内容を投資者が入手できる場合は、「決算短信（サマリー情報）」にお

いて当該入手方法を開示できるものとししました。

上場会社においては、会社情報の公平なディスクロージャーへの積極的な取り組みをお願いいたします。

※平成 22 年 6 月 30 日付で改正（新設）された適時開示等規則第 46 条の 3（企業行動規範）は、平成 23 年 3 月 1 日以後最初に終了する事業年度又は連結会計年度に係る通期決算から適用されます。

4 適用時期

本様式・作成要領等は、平成 23 年 3 月 1 日以後に終了する通期決算に係る決算短信から適用します（早期適用はできません）。

※詳細については、別添 2 「「決算短信様式・作成要領等」 P 3（本様式・作成要領等の適用時期）」をご参照ください。

5 参考資料

決算短信の開示に係る実務のご参考として、①新たな「決算短信様式・作成要領等」の構成と項目ごとの主な変更点、②従来の「定性的情報・財務諸表等」と見直し後の比較表及び③「決算短信における包括利益の記載」を作成しましたので、適宜ご参照ください。

以 上